２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一　第十九条第一項第一号イ若しくは第三号イ又は前条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報を読み取った日

二　第十九条第一項第一号ニ若しくは第三号ニ又は前条第一項第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ、リ若しくはヌ、第三号ロ、ハ、ホ、ヘ、リ若しくはヌ若しくは第四号ロからニまで又は前条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第九号若しくは第十号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ト、第三号ト若しくは第四号ホ又は前条第一項第七号に規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第一号チ若しくは第三号チ又は前条第一項第八号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

六　第十九条第一項第二号又は第四号イに規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

七　［略］

八　［略］

九　［略］

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	携帯音声通信事業者	貸与業者
	役務提供契約の締結	貸与契約の締結
	相手方	貸与の相手方
	第三条第一項第一号ヌからヲまで若しくは第二号ヘ若しくは前条第一項第十号から第十二号まで	第十九条第一項第一号リ若しくはヌ若しくは第三号リ若しくはヌ又は第二十条第一項第九号若しくは第十条
	本人確認を行う	貸与時本人確認を行う
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

２　［同上］

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ若しくは第三号ハ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ若しくは第四号ロからニまで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第八号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ若しくは第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第七号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	携帯音声通信事業者	貸与業者
	役務提供契約の締結	貸与契約の締結
	相手方	貸与の相手方
	第三条第一項第一号リ若しくはヌ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第九号若しくは第十号	第十九条第一項第一号チ若しくは第三号チ又は第二十条第一項第八号
	本人確認を行う	貸与時本人確認を行う
［同上］		